

学用品（文房具・通学用品等）の給与申請書

令和7年 月 日

玉東町教育委員会教育長 様

保護者 住所

氏名

電話

児童・生徒名

以下の学用品について、喪失・損傷したため、給与を申請します。
※（金銭での支給はなく、現物での支給となります。）
※申請書は、児童生徒1人につき、1枚ずつ作成してください。

①必要な学用品

文房具・通学用品等の名称	必要数	文房具・通学用品等の名称	必要数

②り災証明書（どちらかにチェック）

☐ 写しを提出

☐ 申請中（後日、写しを提出）

※申請中の方は、「想定される被害」について、以下のいずれかを丸囲みしてください。

全壊 ・ 大規模半壊 ・ 中規模半壊 ・ 半壊
全焼 ・ 半焼 ・ 流出 ・ 床上浸水

※予備的なものは、給与対象外になります。
※内閣府との協議によって認められたものを給与するため、上記の学用品が必ずしも給与されるわけではないのでご注意ください。